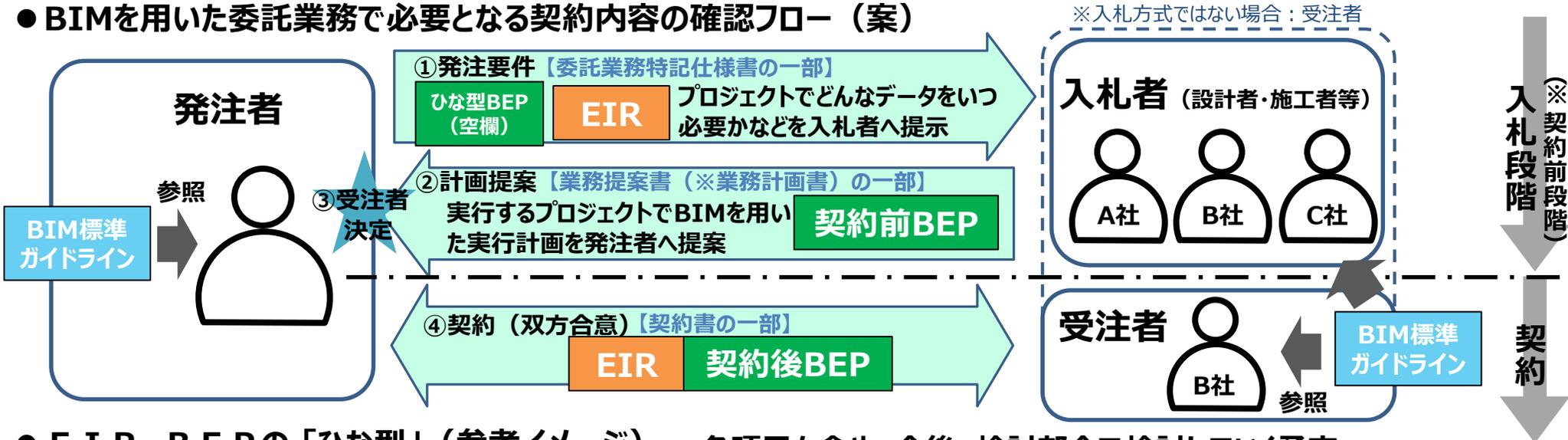


BIM実行計画 (EIR/BEP) の目的 (素案)

- ✓ EIRは、個別プロジェクトの納入させるBIMデータの詳細度、プロジェクト過程、運用方法、契約上の役割分担等を定めた発注要件であり、発注者により「ひな型」に沿って作成され、受注者選定や契約に先立って入札者に提示されるもの。
- ✓ これに対して、BEPは入札者から発注者に対して個別プロジェクトにおけるBIMの使い方を提案するもので、入札者が自らの知見蓄積をもとに、「ひな型BEP」に沿って業務の条件確認書 (契約前BEP) として発注者に提示される。受注者決定後、発注者と契約協議を行い、BIM標準ガイドラインやEIRを参照しながらBEPを更新し、双方合意して契約後BEPとして共有される。

参考文献：国際標準PAS1192-2:2013 (※上記の入札者は入札方式ではない業務の場合は、受注者)

● BIMを用いた委託業務で必要となる契約内容の確認フロー (案)



● EIR、BEPの「ひな型」(参考イメージ) *各項目も含め、今後、検討部会で検討していく予定

発注者情報要件 (EIR)
1.技術面: ソフトウェアプラットフォームやデータ変換方式の指定、詳細レベルの定義など
2.管理面: 採用規格の指定、BIMにおける情報構築や責任に対する役割分担、協働方法等、プロジェクト進行に伴う情報プロセス管理
3.発注者のデータ利用面: 発注者への情報交換データ形式によるデータ納入の目的、BIMモデル成果物の詳細

BIM実行計画書 (BEP)	
1.プロジェクト情報 ・プロジェクト概要 ・プロジェクト関係者及び役割分担 ・プロジェクトマイルストーン ・プロジェクト基準文書	3.BIMプロセス運用計画・実施体制 ・BIMプロセス推進体制 ・BIM会議実施計画 ・BIMツール ・BIMプロセス(BIM活用計画、BIM統合調整等)
2.プロジェクトのBIMの目標及び活用 ・BIMの目標及び活用事項 ・BIMモデルの作成役割分担 ・BIMモデルの詳細度 (LOD)	4.運用規約及びシステム要件 ・BIMライブラリー・ファイル名指針 ・情報管理・データセキュリティ指針 ・BIMモデルの権利・利用範囲 ・共通データ環境、ハードウェア要件